

約款 新旧対照表

12) 『さくらのBASE Storage β約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第15条(提供期間)	<p>第15条(提供期間)</p> <p>1. 本サービスの提供期間は、平成26年2月3日から同年3月31日までとします。</p> <p>2. 前項の定めに関わらず、当社は本サービスの提供期間を変更することができるものとします。</p> <p>3. 前項に基づき本サービス提供期間を変更する場合、当該変更実施日の7日前までに、利用者に対し当社が適切と判断する方法において、その旨通知するものとします。</p>	<p>第15条(提供期間)</p> <p>1. 本サービスの提供期間は、平成26年2月3日から同年6月1日までとします。</p> <p>2. 前項の定めに関わらず、当社は本サービスの提供期間を変更することができるものとします。</p> <p>3. 前項に基づき本サービス提供期間を変更する場合、当該変更実施日の7日前までに、利用者に対し当社が適切と判断する方法において、その旨通知するものとします。</p>	サービスの提供期間を延長します。
附則第1条	<p>附則第1条</p> <p>この約款は、平成26年2月3日に制定したものであり、同日より適用されるものとします。</p>	<p>附則(適用開始)</p> <p>第1条</p> <p>この約款は、平成26年2月3日から適用されたさくらのBASE Storage β約款を改正したものであり、平成26年4月1日より適用されるものとします。</p>	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。